

鳥取県緊急銃猟実施者育成研修 募集要項

1 事業目的

令和7年9月1日に日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が侵入した際に、市町村が主体となって銃猟を実施できる緊急銃猟制度が創設されました。

緊急銃猟制度の安全で的確な実施に向けて、緊急銃猟制度や緊急銃猟の実施に必要な知識の習得や対応力の向上を目的とした研修会を開催し、緊急銃猟が実施できる人材を育成します。

2 日程、会場、定員

日程	会場	定員
6月16日(火) 10:00~16:00	中部総合事務所 講堂	各50名程度
6月17日(水) 10:00~16:00	西部総合事務所 講堂	
6月18日(木) 10:00~16:00	鳥取県庁 講堂	

3 カリキュラム

時間	講習テーマ	内容概要
10:00~11:00	緊急銃猟制度の解説	緊急銃猟制度の概要、実施者の要件、実施までの流れ、関係者との連携など
11:00~12:00	緊急銃猟を実施する上での留意点及び平時からの準備	緊急銃猟の捕獲者として求められる射撃技能 緊急銃猟に用いる銃器や照準器 関係者間のコミュニケーション方法 銃器の安全管理
13:00~15:30	緊急銃猟を想定した図上演習	緊急銃猟実施計画策定実習 他都道府県の緊急銃猟事例の紹介
15:30~16:00	習熟度テスト	理解度を確認するためのテストを実施

4 受講要件：(1) または (2) の要件を満たす者

- (1) 緊急銃猟を担当する市町村職員または警察職員
- (2) 鳥取県内に居住し、狩猟免許(第一種銃猟)を所有し、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃砲所持許可を得て銃器を所持している者

5 参加費：無料

6 申込について

(1) 申込締切(郵送の場合締切日必着)：令和8年6月8日(月)

(2) 申込方法

・受講申込書を下記申込先へ郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出

・Googleフォームから申込

<https://forms.gle/BbjwT42xbUhfrKZa7>



申込フォーム

(3) 申込、問い合わせ先

(株)野生鳥獣対策連携センター 担当：圓山

〒669-3811 兵庫県丹波市青垣町佐治120番地1

メール：maruyama@cho-jyu.jp TEL：0795-78-9800 FAX：0795-78-9769